

三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (草間道治議員・第2回)

- 日 時 令和8年3月4日 午後2時29分～午後2時34分
午後4時04分～午後4時11分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 調査請求の適否について
- 出席委員 委員長 長島満理子
副委員長 下田 剛
委 員 寺田一樹、森谷久一郎、石崎遊太、出口景介、小林直樹
- 出席議会事務局職員 福田正雄議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、
高田美緒議事グループリーダー

○委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

本日は、お手元の次第のとおり、調査請求の適否についての審査を行います。

前回申し上げましたとおり、まず、適否に関する議論をするために聴取を行う必要があるか協議をしたいと思います。

皆さんからのご意見をお願いします。

○委員 今回の三浦市議会議員政治倫理調査請求書を拝見させていただきました。(3)の調査請求の対象となる事由の内容ということで読ませていただきました。ただ、こちらの文章に関して、事実なのかそれとも憶測なのか、判断が不十分なものが織り交ぜられていることから、この適否に関しては、適当ではないと考えます。聴取の必要はないと考えております。

○委員 憶測の域を出ない状態での請求に対して、その事実確認のための聴取をするというところは、制度の運用上、差し控えるべきだと思うので、聴取は必要ないと思います。

○委員 文字起こしで、その議事録がありますけれど、「気をつけたほうがいいよ」「突き落とされ……」というところがあります。これ自体に非常にやはり問題があるというふうに思います。その後、気をつけたほうがいいよ、突き落とされ……と発言した草間議員が、はい。すいません。最後に、発言を撤回させてもらいます、大変申し訳ありませんでしたということをやっているんで、問題発言があったということ自体は事実です。ただ、聴取不能というのがあるので、それをより正確にはっきりとさせることが必要であり、少なくとも草間議員からの聴取は必要だと思います。

○委員 請求書の内容を確認させていただきましたが、草間議員の発言に対しての、どういう影響があるかというようなことについては、何々であると受け取れますとか、感じますとか、可能性も排除できませんとかという表現になっておりまして、推定の部分がかなりあるというふうに

受け止めました。発言の議事録もありまして、確かに問題発言といえますか、不適切な言い回しをしている部分はあると思いますけれども、最終的にその発言を撤回し、謝罪しております。これ以上のことはもうないのかなと思いますので、聴取は必要ないと考えます。

○委員　やはり自分の中でも、当時あの場にいた中で、記憶薄れの部分もあります。それが多分この聴取不能ってところが、どういったことをやったっていうのを自分が思い出せない部分なんです。そこの部分を一度確認したい。それが慎重な審査につながると思うので、草間議員のほうから聴取したほうがいいのかと思ってます。

○委員　私も調査請求の対象となる事由の内容を見させていただきましたが、憶測を……主観も入っているのかなというのは私のほうは思いました。それなので、聴取する必要はないと思います。

○委員長　各委員からご意見を頂きましたので、暫時休憩いたします。

○委員長　再開いたします。

先ほど皆様のご意見を頂きましたが、聴取を行うかについては意見の一致を見ることができませんでした。

したがいまして、採決により決定をしたいと思います。

○委員　ちょっと、先にいいですか。聴取するかどうかを多数決で決めるということですけど、なぜ多数決で決めるのか、理由を教えてくださいませんか。

○委員長　今、申し上げたとおり、皆さんの意見を頂きましたが、聴取を行うかについては意見の一致を見ることができなかったところにより、採決により決定をしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、改めて各委員のご意見をお願いいたします。

○委員　協議を重ねてまいりましたが、先ほどお話ししたとおり、この倫理調査請求書の（３）調査請求の対象となる事由の内容におきまして、不透明な部分が散見されるというところがありました。こちらの件を吟味させていただきましたが、今回、政治倫理審査会として受けることで、今後の政治倫理審査会の運用に多大な影響が出てくると判断いたしました。よって、聴取するかどうかでは、こちらの件は聴取しないこととします。ただ、この請求が上がったということ自体が、我々議員一人一人の政治に対する向き合い方に改めて意識づけとしての影響を与えるということでは、我々議員一同が改めて意識しなければいけないことだとは感じます。改めて言い直しますが、こちらの件に関しては聴取は必要ないと判断させていただきました。

○委員　先ほどの繰り返しになりますけれども、請求内容に憶測が散見するものであっても、今後、同様の請求があった場合に全ての事実確認の聴取を行わなければならないと、そんな運用につながりかねないと思いますので、適否判断のための聴取というところは不要だと思います。

○委員　適否を判断する上で、聴取不能というところがあるので、それを確認しはつきりさせた

と思います。それで丁寧に審査をしたほうが、適否の判断をしたほうが良いと思います。なので、聴取をして判断したいと考えます。それと、聴取したいという意見があるので、聴取すべきかどうかというのを多数決で決めることに反対です。

○委員　私も先ほど申し上げましたとおりなんですけど、請求の対象となる事由の内容に憶測的な内容が散見されるということがございます。添付書類の文字起こししている部分で、草間議員の発言で問題になるかなと思われる部分はございますが、最終的に謝罪及び撤回をしておりますので、これ以上の内容の聴取については必要ないのではないかと思います。

○委員　この審査会の冒頭、委員長のほうから慎重な審査をお願いしますということをお願いされて我々審査会が始まっているところなんですけれども、請求者から出された資料の中で、聴取不能の部分がありました。これについて草間議員から確認した上で判断をするため、私は聴取、必要だと思っております。また、聴取が必要だと訴えている人がいる以上、聴取するのが丁寧な審査になるのではないかというふうにも思っております。

○委員　この倫理調査請求書を、全体を拝見させていただきましたが、聴取不能というところですが、それも踏まえまして、聴取する必要がないということで聴取を行うということに反対させていただきます。

○委員長　では、採決は、聴取を行うことについての賛否を採ることにいたします。

なお、挙手採決により行いますが、挙手をしない方は反対するものと見なしますので、ご了承願います。

それでは、お諮りいたします。調査請求の適否の決定のため、事前の聴取を行うことに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手少数であります。したがって、聴取は行わないものと決しました。

それでは、本日の協議は以上で終了いたします。

次回の開催は、3月17日午後1時30分からといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。
